

宮城県土木部インターンシップ取扱要領

1 趣 旨

本要領におけるインターンシップとは、学生が宮城県において実習及び研修的な就業体験をすることをいう。

本要領は、インターンシップ受入れに当たり取扱いの適正化を図るために定める。

2 インターンシップの意義

インターンシップによって学生が得る成果は、就職後の企業等において実践的な能力として発揮されることで、実社会への適応能力のより高い実践的な人材の育成につながるものである。本県においても、学生の県業務への理解促進及びキャリア形成への支援を目指すとともに、本県組織の活性化を図るため、インターンシップに対応する。

3 受入時期

受入時期は、別に通知するものとする。

4 受入期間

受入期間は、原則5日間とする。ただし、学生の希望や受入課所等と調整の上、変更できるものとする。

5 受入対象者

大学院、大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）の学生を基本とする。

6 受入方法等

- (1) 大学等から土木総務課長宛ての実習生受入依頼書を受け、必要に応じて書類選考等を実施の上、受入学生を決定するものとする。
- (2) 土木総務課長は、受入学生に対してインターンシップ受入通知書（様式1）により受入を通知するものとする。
- (3) 土木部長は、受入学生の所属学校長等と覚書（様式2）を締結するものとする。

7 受入条件等

- (1) 交通費については、支給しない。

- (2) その他、賃金、各種手当、食費及び宿泊費等の金銭給付は行わないものとする。
- (3) 傷害保険、賠償責任保険等は大学等側での対応とする。
- (4) その他疑義がある場合には、その都度土木総務課との協議の上、決定するものとする。
- (5) 受入人数は、原則として「宮城県土木部インターンシップ受入課一覧」に記載された数とする。

8 誓約

受入学生は、実習開始前までに誓約書（様式3）を、受入課所の長に提出するものとする。

9 報告書等の提出

インターンシップ受入期間終了後、受入課所は、受入報告書（様式4）及び受入学生から受理した日報（様式5）を、土木総務課へ提出するものとする。

10 施行月日

この要領は、令和3年11月26日から施行する。